

奈良市防災会議条例の一部改正について

奈良市防災会議条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市防災会議条例の一部を改正する条例

奈良市防災会議条例（昭和38年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条第2号中「第32条」を「第33条」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項中「の各号」を削り、同項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

第3条第7項中「第5項第9号」を「第5項第10号」に改める。

第7条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

奈良市防災会議条例（抄）

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第32条に規定する水防計画を調査審議すること。
- (3) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第3条 (会長及び委員)

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

7 補欠の委員（第5項第9号の委員を除く。）には、その任命又は指名の対象となつていた前任者の職に就任した者が、その職に就任した時に充てられたものとする。

(議事等)

第7条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

奈良市常勤の監査委員及び水道事業の管理者の 退職手当の特例に関する条例の制定について

奈良市常勤の監査委員及び水道事業の管理者の退職手当の特例に関する条例を次のように
に制定しようとする。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市常勤の監査委員及び水道事業の管理者の退職手当の特例に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、常勤の監査委員及び水道事業の管理者の退職手当の特例について定
めるものとする。

(常勤の監査委員及び水道事業の管理者の退職手当の特例)

第2条 平成24年7月1日において常勤の監査委員及び水道事業の管理者の職にあった
者の同日を含む任期に係る退職手当は、奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平
成4年奈良市条例第2号）第7条及び奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例（昭
和41年奈良市条例第29号）第6条の規定にかかわらず、これを支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（抄）

(退職手当)

- 第7条** 退職手当は、監査委員が任期満了し、退職し、又は死亡した場合に、その者（死亡した場合には、その遺族）に支給する。
- 2 退職手当の額は、次項の規定により計算した退職手当の基本額に、第5項の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。
- 3 退職手当の基本額は、任期満了し、退職し、又は死亡した日における監査委員の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、100分の25を乗じて得た額とする。
- 4 前項に規定する在職月数は、監査委員となつた日の属する月から任期満了し、退職し、又は死亡した日の属する月までの月数（その月数が48月を超えるときは、48月）とする。
- 5 退職手当の調整額は、第3項の規定により計算した退職手当の基本額に100分の6を乗じて得た額とする。

奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例（抄）

(退職手当)

- 第6条** 退職手当は、管理者が任期満了し、退職し、又は死亡した場合に、その者（死亡した場合には、その遺族）に支給する。
- 2 退職手当の額は、次項の規定により計算した退職手当の基本額に、第5項の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。
- 3 退職手当の基本額は、任期満了し、退職し、又は死亡した日における管理者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、100分の28を乗じて得た額とする。
- 4 前項に規定する在職月数は、管理者となつた日の属する月から任期満了し、退職し、又は死亡した日の属する月までの月数（その月数が48月を超えるときは、48月）とする。
- 5 退職手当の調整額は、第3項の規定により計算した退職手当の基本額に100分の6を乗じて得た額とする。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第7項中「戸籍謄抄本交付手数料」を「戸籍謄抄本等交付手数料」に、「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の次に「又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」を加え、同表第9項中「除籍謄抄本交付手数料」を「除籍謄抄本等交付手数料」に、「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の次に「又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」を加える。

附 則

この条例は、平成24年11月3日から施行する。

(参考)

奈良市手数料条例（抄）

別表（第2条関係）

番号	名 称	事 务	金 領
7	戸籍謄抄本交付 手数料	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付	(略)
9	除籍謄抄本交付 手数料	戸籍法第12条の2又は第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	(略)

奈良市災害対策本部条例の一部改正について

奈良市災害対策本部条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市災害対策本部条例の一部を改正する条例

奈良市災害対策本部条例（昭和38年奈良市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

第2条第2項中「助け」を「補佐し」に改める。

第3条第3項中「当る」を「当たる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

奈良市災害対策本部条例（抄）

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、奈良市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (組織)

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

第3条 (部)

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

奈良市議案第92号

奈良市観光センター条例の廃止について

奈良市観光センター条例を次のように廃止しようとする。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市観光センター条例を廃止する条例

奈良市観光センター条例（昭和59年奈良市条例第14号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(参考)

奈良市観光センター条例（抄）

(設置)

第1条 本市の観光事業及び観光産業の振興を図るとともに市民の文化的向上に資するため、観光センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	奈良市観光センター
位 置	奈良市上三条町23番地の4

(事業)

第3条 センターにおいては、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 観光の紹介及び案内に関すること。
- (2) 観光物産、伝統的工芸品等の展示及び紹介に関すること。
- (3) 展示、研修、会議等のための必要な便宜を提供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者)

第3条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの会議室の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、センターを管理しなければならない。

(開館時間)

第3条の3 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条の4 センターは、年中無休とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休館することができる。

(使用の承認)

第4条 展示、研修、会議等のためにセンターの会議室を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認に際し、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の制限)

第5条 指定管理者は、前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、会議室の使用を制限し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、公益上特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったときその他市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等)

第9条 使用者は、会議室の使用に際し、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせ、又はその他必要な措置を講じさせることができる。
- 3 使用者は、前2項に規定する設備をしたときは、使用期間終了までにこれを撤去し、原状に復さなければならない。
- 4 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長又は指定管理者がこれを行い、その費用を使用者から徴収する。

(入室料徴収の承認)

第10条 使用者は、会議室に入室する者からその対価を徴収しようとする場合は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、会議室を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(原状回復)

第12条 使用者は、会議室の使用を終了し、又は使用承認の取消しを受けたときは、直ちに原状に復さなければならない。

(行為の禁止)

第13条 センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (3) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(入館の禁止等)

第14条 指定管理者は、次のいずれかに該当する者に対しては、センターの入館を禁止し、若しくは退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者

(2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

別表 (第6条関係)

区分	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
	9：00 ～12：00	13：00 ～16：00	17：00 ～21：00	9：00 ～16：00	13：00 ～21：00	9：00 ～21：00
会議室	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	7,000円	8,000円
備考						
使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、規定の使用料の1時間当たりの使用料（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）の100分の130に相当する額とする。						

奈良市地区計画形態意匠条例の一部改正について

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画形態意匠条例（平成22年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画東登美ヶ丘五丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
------------------	---

別表第2に次のように加える。

東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域	1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。 3 広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。また、敷地内における各屋外広告物の表示面積の合計は、3平方メートル以下とする。
------------------	---

別表第2の付表1の建築物の屋根の表二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画区域、赤膚町地区整備計画区域、北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画区域及び宝来町地区整備計画区域の項中「及び宝来町地区整備計画区域」を「、宝来町地区整備計画区域及び東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域」に改め、別表第2の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画区域、赤膚町地区整備計画区域、北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画区域及び宝来町地区整備計画区域の項中「及び宝来町地区整備計画区域」を「、宝来町地区整備計画区域及び東登美ヶ丘五丁

目地区整備計画区域」に改め、別表第2の付表2に次のように加える。

東登美ヶ丘五丁 目地区整備計画 区域	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、 営業所等に表示し、又は掲出するものほか、奈良 市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲 げる広告物又はこれを掲出する物件に限る。
		敷地境界線を越えて掲出できない。
	全広 告物 に關 する 事項	1 点滅しないものに限る。 2 動画等を表示するものは、設置できない。 3 回転しないものに限る。ただし、車両出庫の警 告用のものを除く。 4 イルミネーション及びネオンサインは、設置で きない。
		1 黄色（0.1Y～10.0Y）の彩度基準については、 9.0以下とする。 2 地色については、ベージュ、グレー、茶、紺そ の他白に近い淡色又は壁の色と同等とする。
	屋上広告物	表示し、又は設置できない。
	壁面広告物	1 突き出し形状は、設置できない。 2 1壁面ごとの表示面積の合計は、2平方メート ル以下とし、当該壁面の10分の1以下とする。 3 広告物の上端までの高さは、4メートル以下と する。 4 壁面に直接塗装するものは、掲出できない。 5 窓のガラス面へは、掲出できない。
		設置できない。
	広告塔 広告板	1 1敷地に1基までとし、高さは、4メートル以 下とする。 2 総表示面積は、2平方メートル以下とし、1面 の表示面積は、1平方メートル以下とする。 3 支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。
		アーチ広告物 広告幕 気球広告物 はり札 はり紙 立看板 電柱広告物

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

奈良市地区計画形態意匠条例（抄）

別表第2の付表1

建築物の屋根

地区整備計画区域・計画地区	色相区分	明度区分	彩度の上限
二名三丁目地区整備計画区域、 秋篠町地区整備計画区域、赤膚 町地区整備計画区域、北登美ヶ 丘生活拠点地区地区整備計画区 域及び宝来町地区整備計画区域	(略)	(略)	(略)

建築物の外壁又はこれに代わる柱

地区整備計画区域・計画地区	色相区分	明度区分	彩度の上限
二名三丁目地区整備計画区域、 秋篠町地区整備計画区域、赤膚 町地区整備計画区域、北登美ヶ 丘生活拠点地区地区整備計画区 域及び宝来町地区整備計画区域	(略)	(略)	(略)

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年奈良市条例第1
9号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画東登美ヶ丘五丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
------------------	---

別表第2に次のように加える。

東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域	次の各号に掲げる建築物以外の建築物。ただし、地区計画の決定の際現に存する建築物若しくはその敷地又は建築中の建築物若しくはその敷地において増築、大規模な修繕又は大規模な模様替がなされる場合は、この限りでない。 (1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。） (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからコまでの一に掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）
------------------	--

<p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>ク 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>ケ 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>コ 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）</p> <p>(3) 近隣に居住する者の利用に供する公民館又は集会所</p> <p>(4) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第4号、第5号、第8号及び第9号に掲げる建築物</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>

別表第4に次のように加える。

東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域	200平方メートル	(1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家
------------------	-----------	---

別表第6に次のように加える。

東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域	軒の高さは、地盤面から7メートルかつ地階を除く階数は2以下。ただし、地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に建築中の建築物で、軒の高さが地盤面から7メートルを超えるものの増築、改築、大規模な修繕若しくは大規模な模様替を行う場合の軒の高さは、当該現に存する建築物又は建築中の建築物の軒の高さ
------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1東部第2地区農業集落排水処理施設の項中「大保町」の次に「、丹生町」を加える。

附 則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

(参考)

奈良市農業集落排水処理施設条例（抄）

別表第1（第3条関係）

名 称	位 置
東部第2地区農業集落排水処理施設	奈良市柳生町、柳生下町、興ヶ原町、邑地町、大保町

奈良市火災予防条例の一部改正について

奈良市火災予防条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「以下のもの」の次に「及び次条に掲げるもの」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（急速充電設備）

第12条の2　急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) その筐体^{きよう}は不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

- (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- (11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
- ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- (13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。
- (14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

第13条第2項中「前条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第3項中「前条第1項第3号の2」を「第12条第1項第3号の2」に改め、同条第4項中「前条第1項第7号」を「第12条第1項第7号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、この条例による改正後の奈良市火災予防条例第12条の2の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

(参考)

奈良市火災予防条例（抄）

(変電設備)

第12条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のものを除く。以下この項において同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

第13条（内燃機関を原動力とする発電設備）

- 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第18号及び第22号並びに前条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第18号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第18号及び第22号、前条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第18号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける气体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力10キロワット未満のもののうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）及び第22号、前条第1項第7号、第8号及び第10号並びに本条第1項第2号から第4号までの規定を準用する。この場合において、第3条第1項第18号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1初診時療養費の項中「初診時療養費」を「保険外併用療養費（医科）」に改め、同表入院療養費の項を削り、同表妊婦検診基本料の項中「妊婦検診基本料」を「妊婦健診基本料」に改め、同表新生児に係る整形回診の項を次のように改める。

新生児介補加算	1日につき	3,810円
---------	-------	--------

別表第1新生児に係る小児科回診の項を削り、同表新生児に係る乳幼児育児栄養指導加算の項中「1,300円」を「1,365円」に改め、同表入院特別室利用料の項を次のように改める。

助産の場合	特室	1日につき	市内に住所を有する者	12,000円
			上記以外の者	18,000円
	緩和ケア病床	1日につき	市内に住所を有する者	12,000円
			上記以外の者	18,000円
	1床室	1日につき	市内に住所を有する者	8,000円
			上記以外の者	12,000円

入院特別室利用料	2床室	1日につき	市内に住所を有する者	3,000円
			上記以外の者	4,500円
	特 室	1日につき	市内に住所を有する者	12,600円
			上記以外の者	18,900円
	その他の場合	1日につき	市内に住所を有する者	12,600円
			上記以外の者	18,900円
			市内に住所を有する者	8,400円
			上記以外の者	12,600円
			市内に住所を有する者	3,150円
			上記以外の者	4,725円

別表第1備考第3項中「分べん料の項の」を「この表において」に改め、同項を同表備考第4項とし、同表備考第2項の次に次の1項を加える。

3 死産の場合における分べん料は、分べん料の項に規定する額（産科医療補償制度負担金を除く。）の2分の1に相当する額とする。

別表第3出産育児一時金、出産手当金又は配偶者出産育児一時金に係る証明書又は意見書の項中「証明書又は意見書」を「診断書」に改め、同表年金受給関係診断書の項中「4,200円」を「5,250円」に改め、同表生命保険関係診断書又は明細書の項中「又は明細書」を削り、同表健康診断書の項の次に次のように加える。

身体障害者等級認定に係る診断書	1通につき	5,250円
-----------------	-------	--------

別表第3入院証明書の項中「2,100円」を「5,250円」に改め、同項の次に次のように加える。

通院証明書	1通につき	3,150円
-------	-------	--------

登校又は登園の許可に係る診断書	1通につき	2,100円
医療費控除申請に係るおむつ使用証明書	1通につき	1,050円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（同表入院特別室利用料の項に係る部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の奈良市病院事業の設置等に関する条例（次項において「新条例」という。）別表第1の規定は、平成25年1月1日以後の診療等に係る利用料金について適用し、同日前の診療等に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第3の規定は、平成25年1月1日以後の交付申請に係る利用料金について適用し、同日前の交付申請に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 4 この条例（第1項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の奈良市病院事業の設置等に関する条例別表第1入院特別室利用料の項の規定は、第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後の入院特別室の利用に係る利用料金について適用し、同日前の入院特別室の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(参考)

奈良市病院事業の設置等に関する条例（抄）

別表第1（第11条関係）

種 別	単 位	金 額
初診時療養費	(略)	(略)
入院療養費	1日につき	1,460円
妊婦検診基本料	(略)	(略)
新生児に係る整形回診	1回につき	3,220円
新生児に係る小児科回診	1回につき	1,120円
新生児に係る乳幼児育児栄養指導加算	1回につき	1,300円
入院特別室利用料	助産の場合 特別室（A）	1日につき 10,000円
	特別室（B）	1日につき 5,000円
	特別室（C）	1日につき 3,000円
	その他の場合 特別室（A）	1日につき 10,500円
	特別室（B）	1日につき 5,250円
	特別室（C）	1日につき 3,150円
備考		
3 分べん料の項の「産科医療補償制度」とは、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度（分べん機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠及び分べんにもかかわらず脳性麻痺となつた者に補償金を支払う制度をいう。）をいう。		

別表第3（第11条関係）

種 別	単 位	金 額
出産育児一時金、出産手当金又は配偶者 出産育児一時金に係る証明書又は意見書	(略)	(略)
年金受給関係診断書	1通につき	4,200円
生命保険関係診断書又は明細書	(略)	(略)
入院証明書	1通につき	2,100円

奈良市議案第98号

平成23年度奈良市水道事業会計
未処分利益剰余金の処分について

平成23年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金637,151,623円のうち524,028,919円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市議案第99号

奈良市土地開発公社の解散について

奈良市土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第33条の5の7第1項第4号に規定する第三セクター等改革推進債の起債について、次のとおり奈良県知事に許可の申請をするため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

- | | |
|----------|--|
| 1 起債の目的 | 金融機関との損失補償契約に基づき財団法人奈良市駐車場公社の借入金について本市が負担する経費に充当するため |
| 2 起債の限度額 | 826,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 起債の利率 | 5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。） |
| 5 償還の方法 | 10年以内償還とする。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。 |

財産の取得について

消防施設整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

1 物品の表示

名 称	種 類	数 量
消防ポンプ自動車	CD-I型消防ポンプ自動車	1 台

2 契約金額 29,925,000円

3 契約の相手方 石川県金沢市浅野本町口145番地

長野ポンプ株式会社

代表取締役 長野 幸浩

工事請負契約の締結について

三条線（上三条工区・三条工区）街路改良工事及び公共下水道築造工事（単2）について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

1 契約の目的 三条線（上三条工区・三条工区）街路改良工事及び公共下水道築造工事（単2）

2 契約の方法 総合評価落札方式一般競争入札

3 契約金額 292,950,000円

4 契約の相手方 奈良市西大寺栄町3番7号

三条線（上三条工区・三条工区）街路改良工事及び公共下水道築造工事（単2）三和・森高特定建設工事共同企業体

代表者 三和建設株式会社

代表取締役社長 小林伸嘉

森高建設株式会社

代表取締役 森高美樹

三条線（上三条工区・三条工区）街路改良工事及び 公共下水道築造工事（単2）の概要

1. 工事場所 奈良市上三条町～三条町地内

2. 工事規模 (1) 街路改良工事 L = 3 6 0 m

$$W = 16 \text{ m}$$

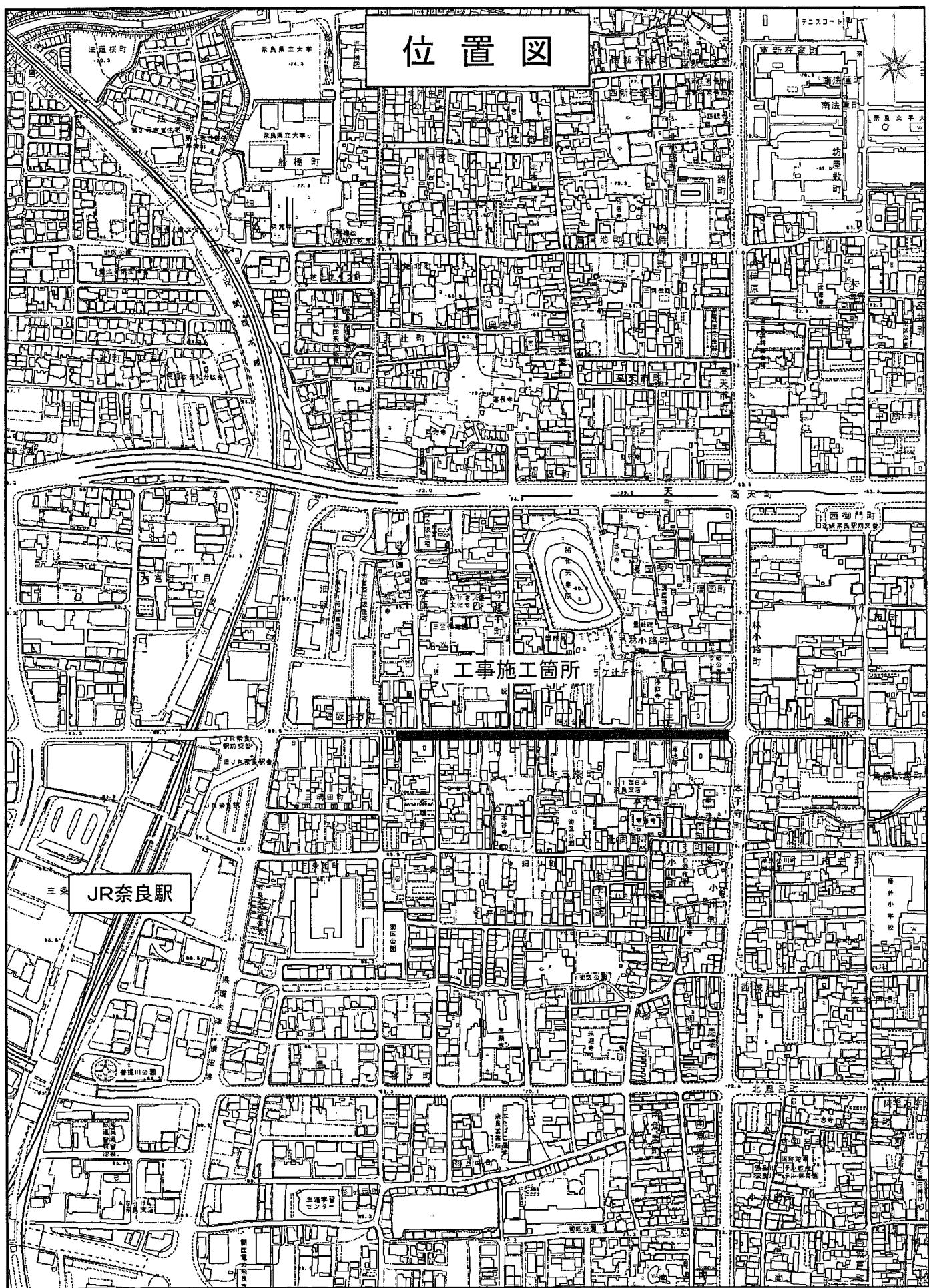
仮設工	一式
開削土工	一式
電線共同溝	一式
道路土工	一式
舗装工	一式
排水構造物工	一式
縁石工	一式
防護柵工	一式
道路付属施設工	一式
構造物撤去工	一式

(2) 下水道築造工事 L = 1 1 6 m

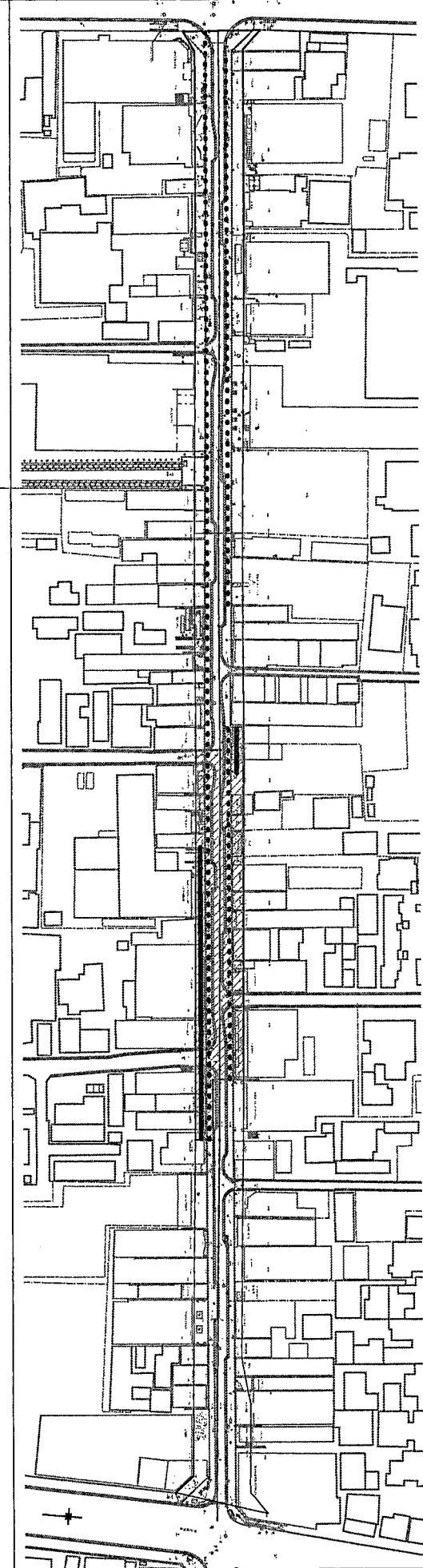
P R P $\phi 200 \text{ mm}$	開削工法
F R P M $\phi 700 \text{ mm}$	開削工法
F R P M $\phi 800 \text{ mm}$	開削工法

3. 工期 契約の日から平成25年3月29日まで

位置図

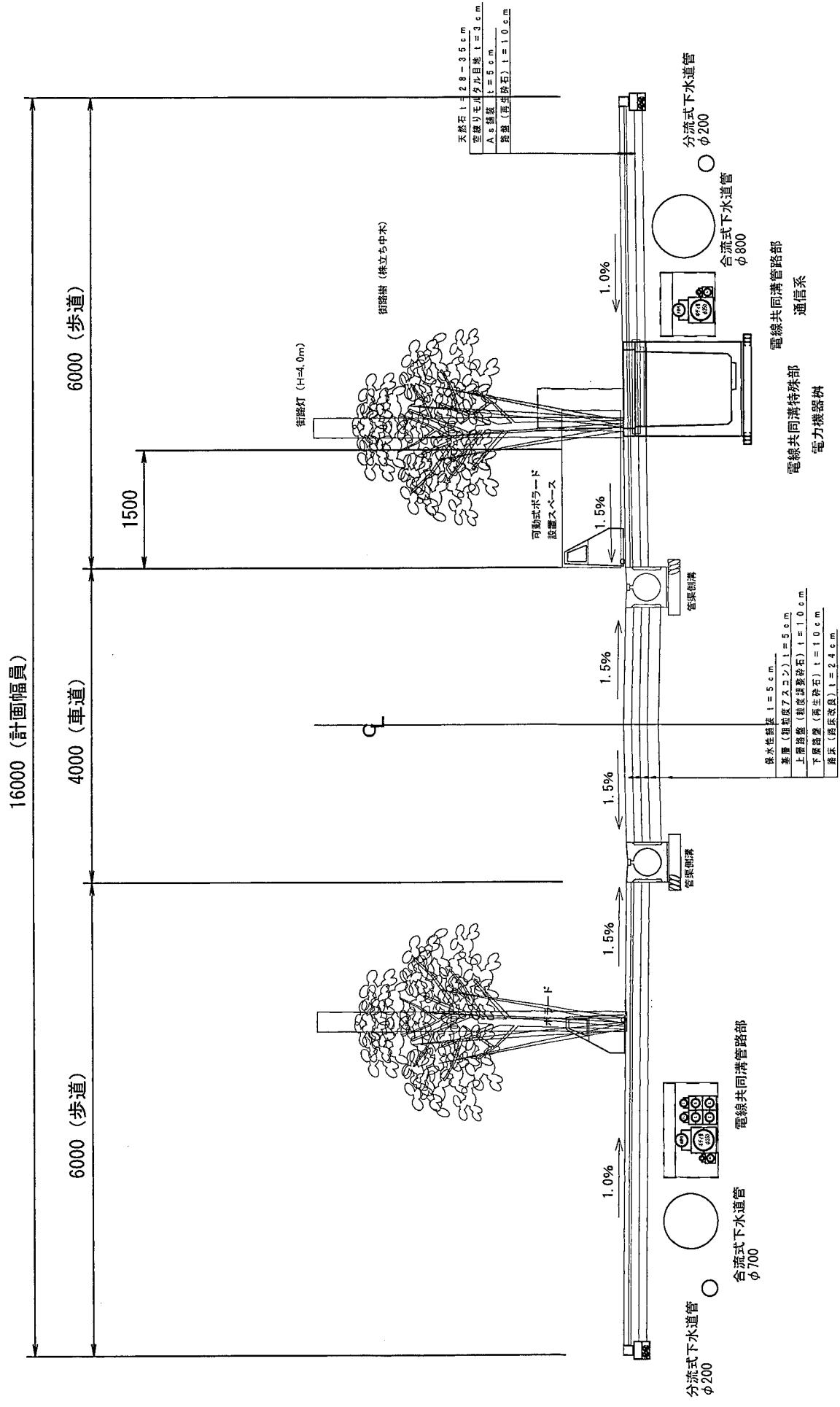


平面図 [三条線(上三条工区・三条工区)街路改良工事]

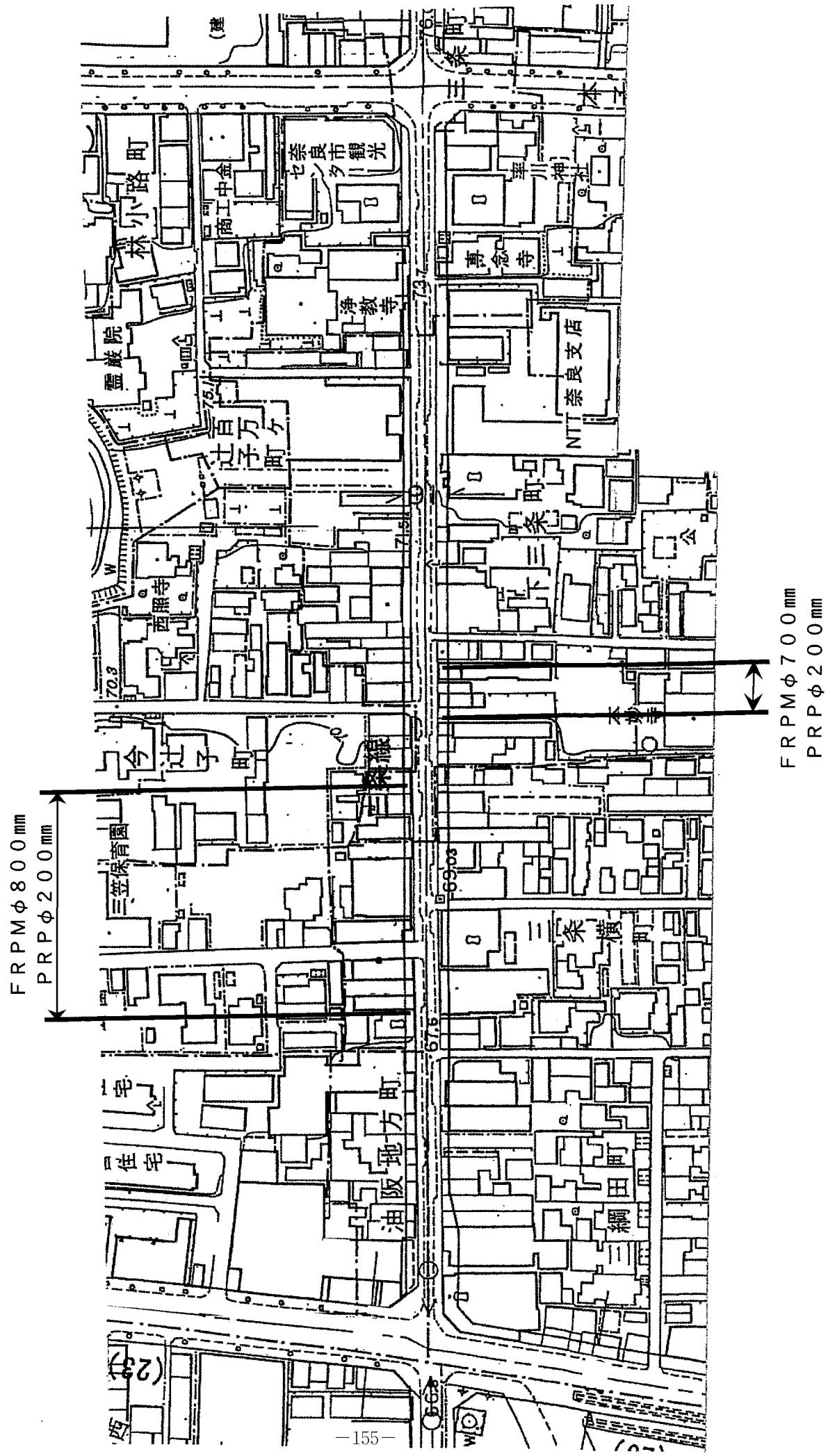


凡例	
斜線	道路付属構造物工、舗装工
一	電線共同溝
···	施設工

標準横断図 (No. 16付近)



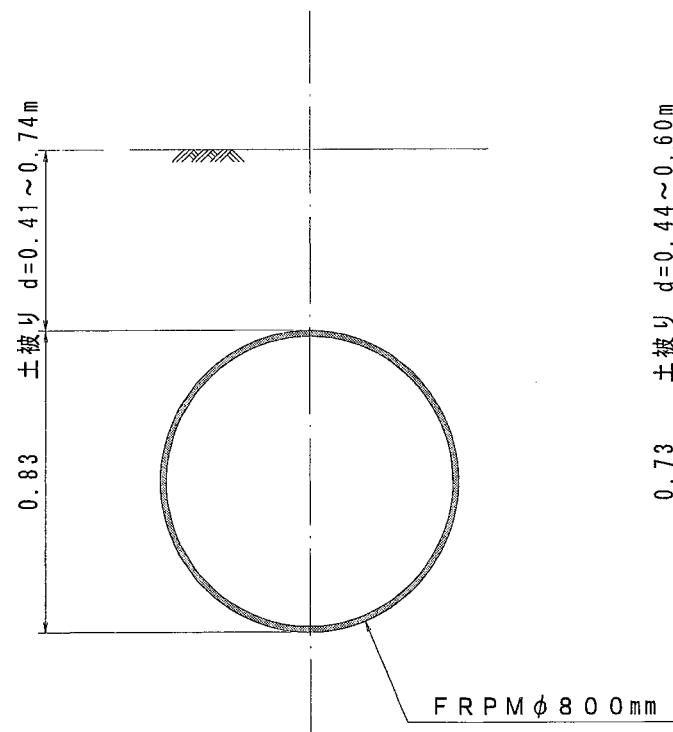
平面図(公共下水道築造工事(単2))



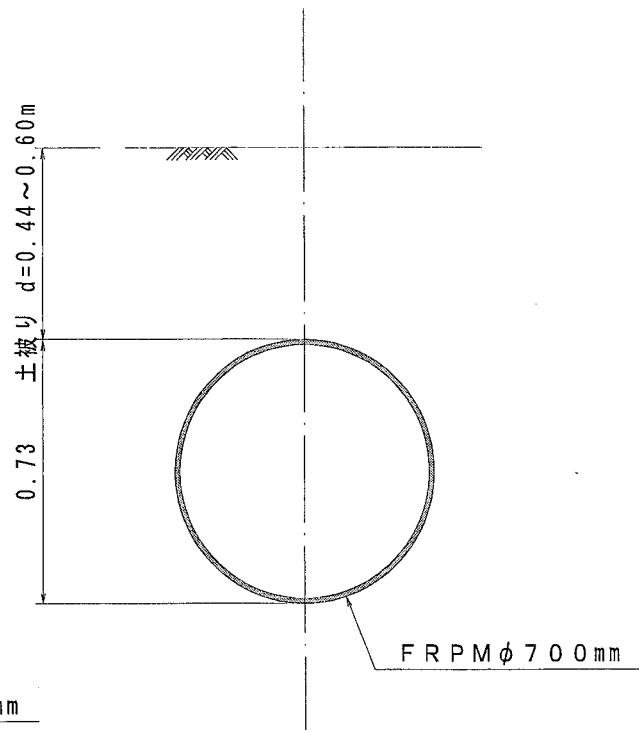
下水道標準断面図

S = 1 : 20

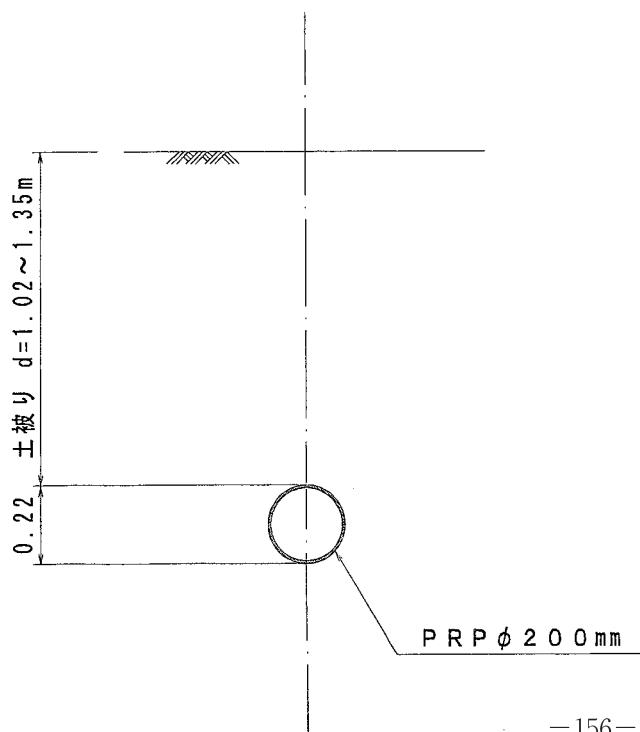
F R P M ϕ 800 mm 管布設



F R P M ϕ 700 mm 管布設



P R P ϕ 200 mm 管布設



工事請負契約の締結について

西消防署庁舎建設その他工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

1 契約の目的 西消防署庁舎建設その他工事

2 契約の方法 総合評価落札方式一般競争入札

3 契約金額 325,500,000円

4 契約の相手方 奈良市西大寺栄町3番7号

西消防署庁舎建設その他工事三和・森特定建設工事共同企業体

代表者 三和建設株式会社

代表取締役社長 小林伸嘉

森建設株式会社

代表取締役 森吉三郎

西消防署庁舎建設その他工事の概要

1. 工事場所 奈良市鶴舞西町3142番62

2. 工事概要

(1) 庁舎棟新築工事 一式

延床面積 : 1, 185. 69 m²

構造階数 : 鉄筋コンクリート造 地上2階建

(2) 附属施設棟新築工事 一式

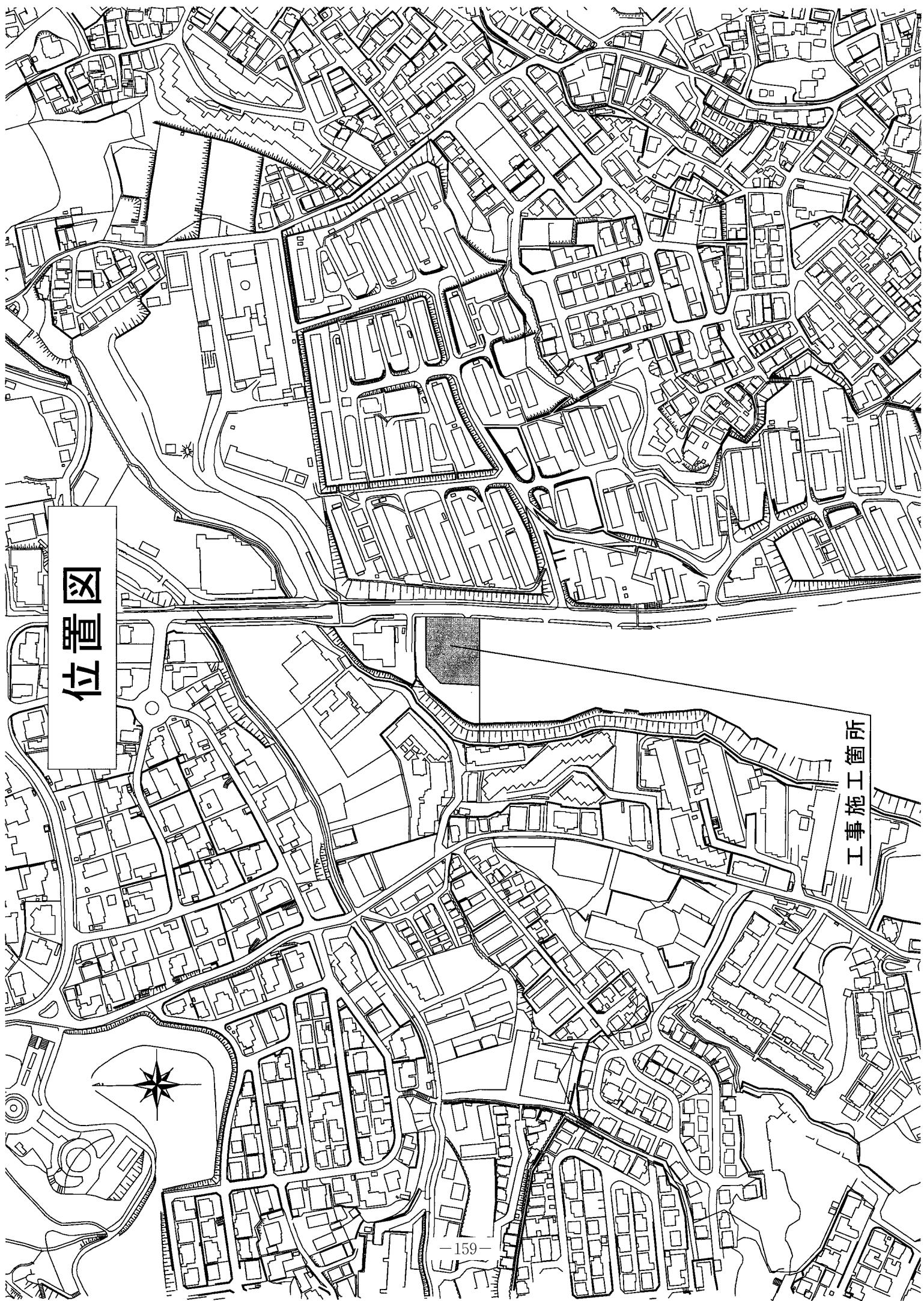
(3) 外構工事 一式

(4) 電気設備工事 一式

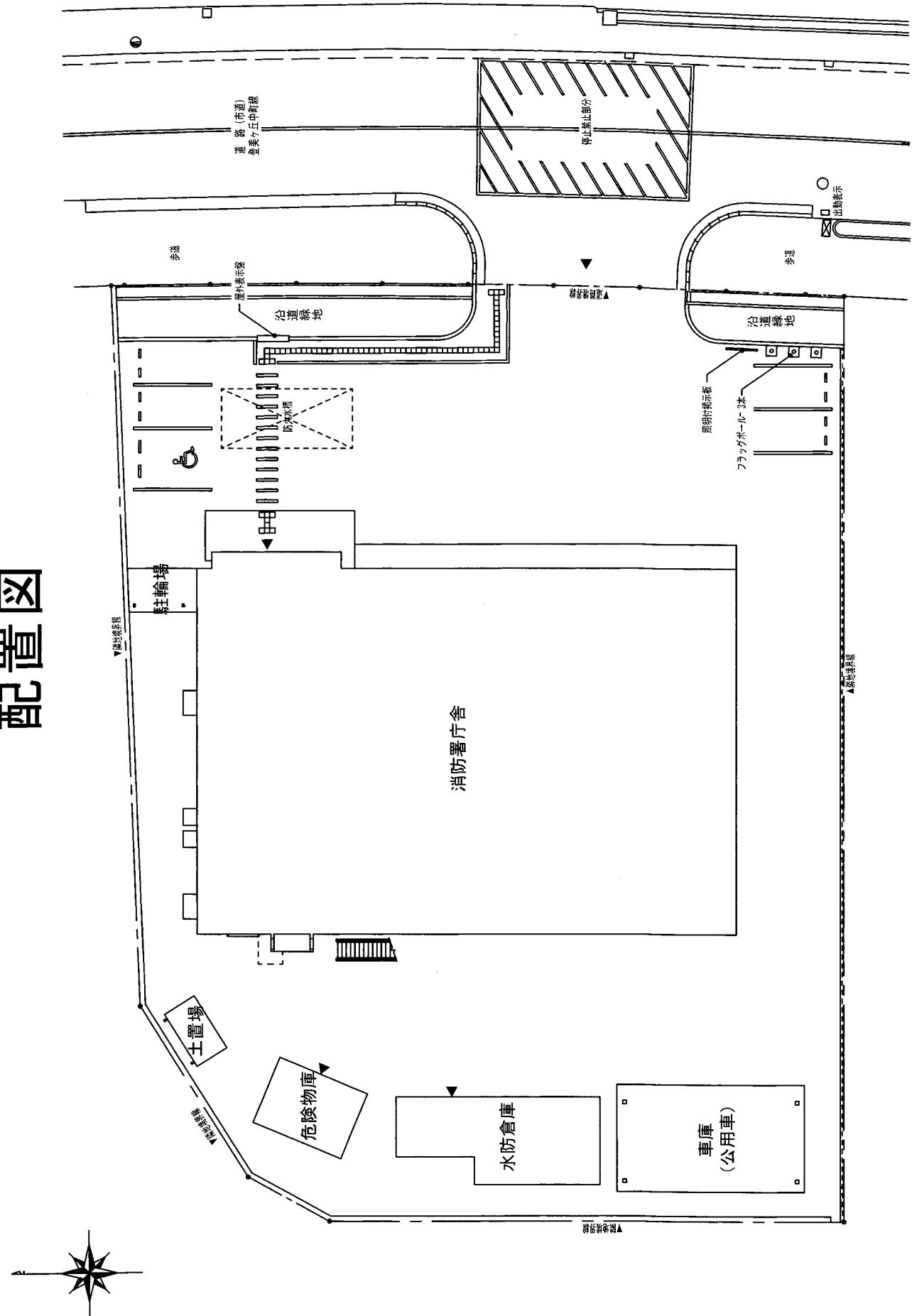
(5) 機械設備工事 一式

3. 工期 契約の日から平成25年6月28日まで

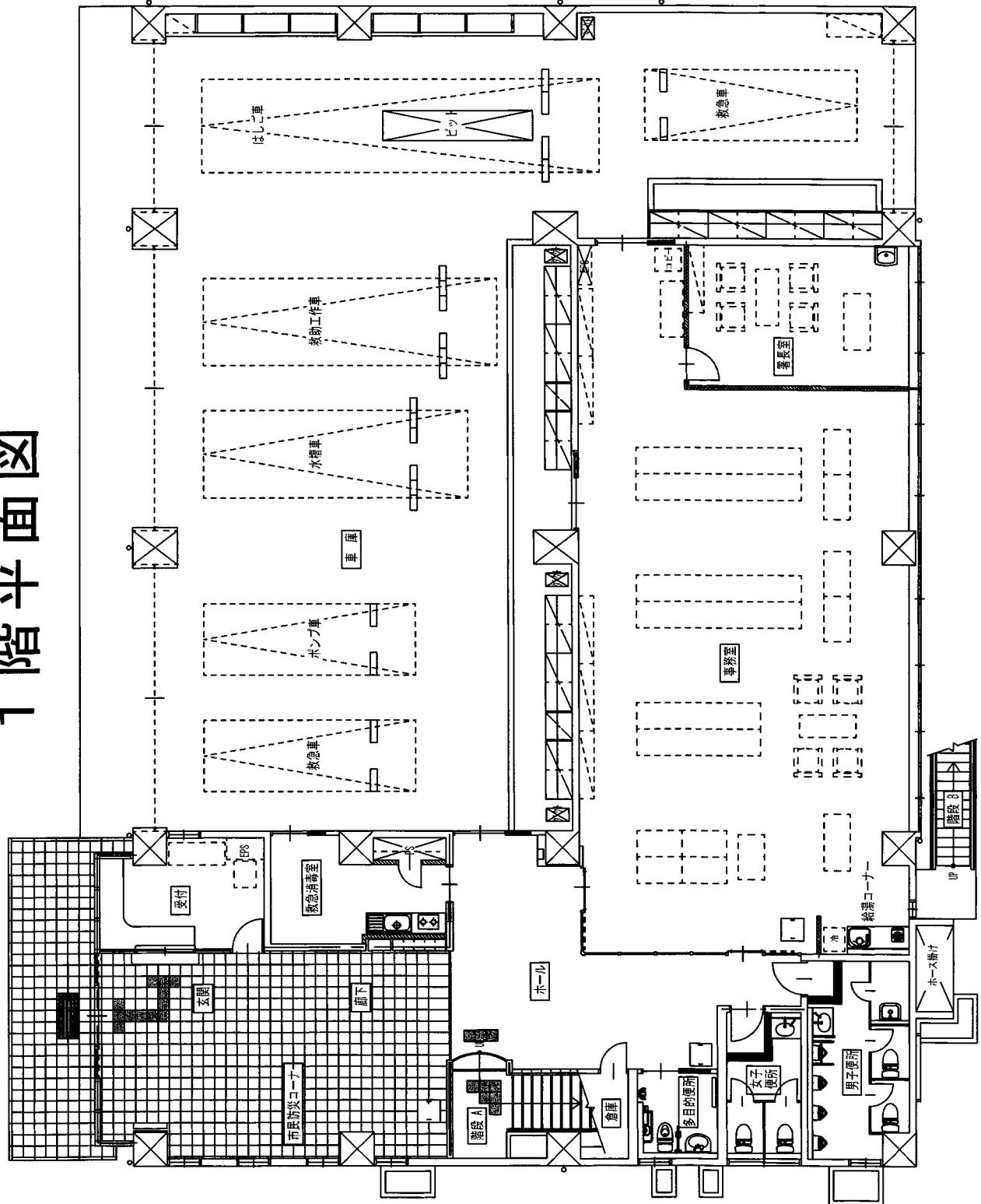
位置図



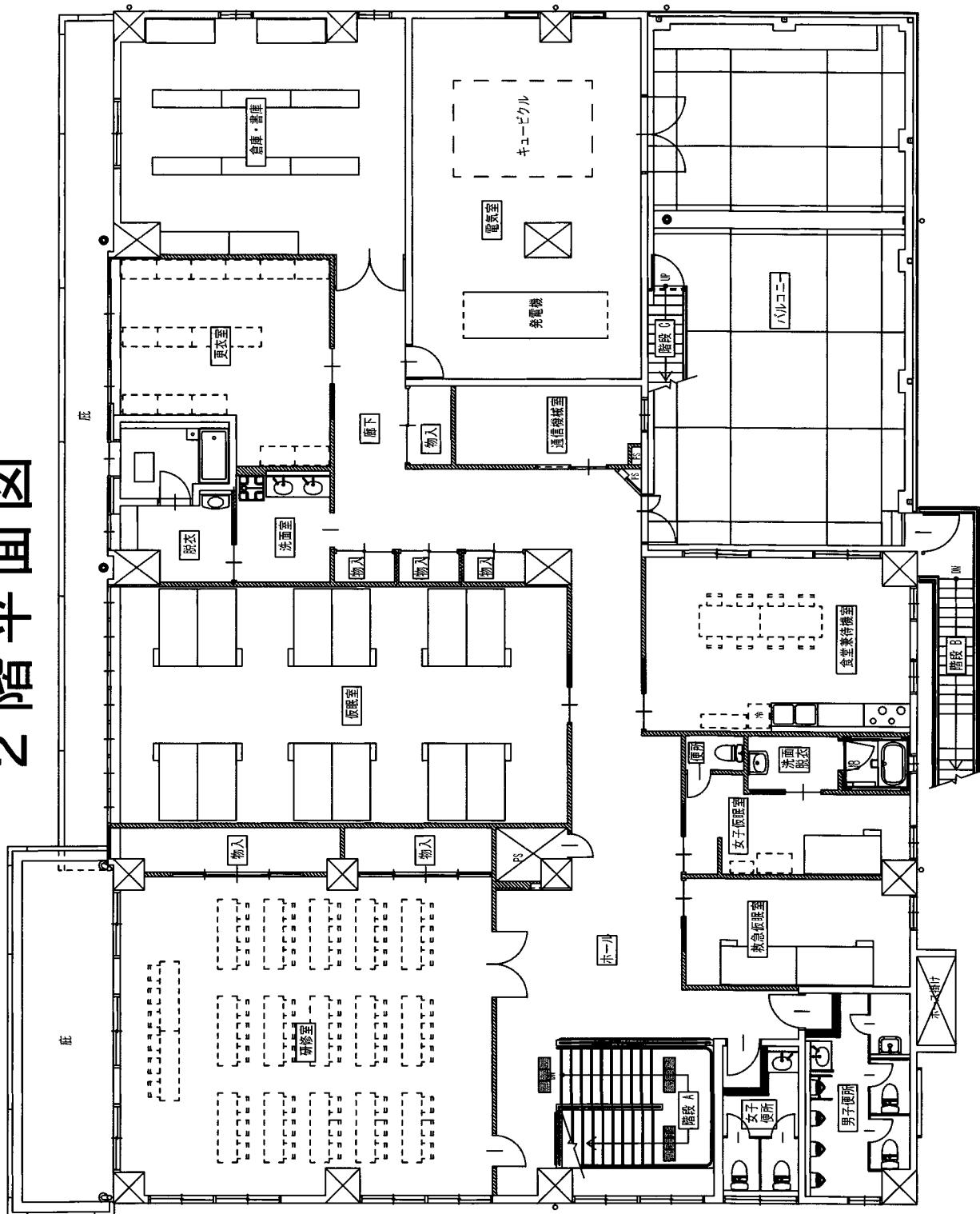
配置図



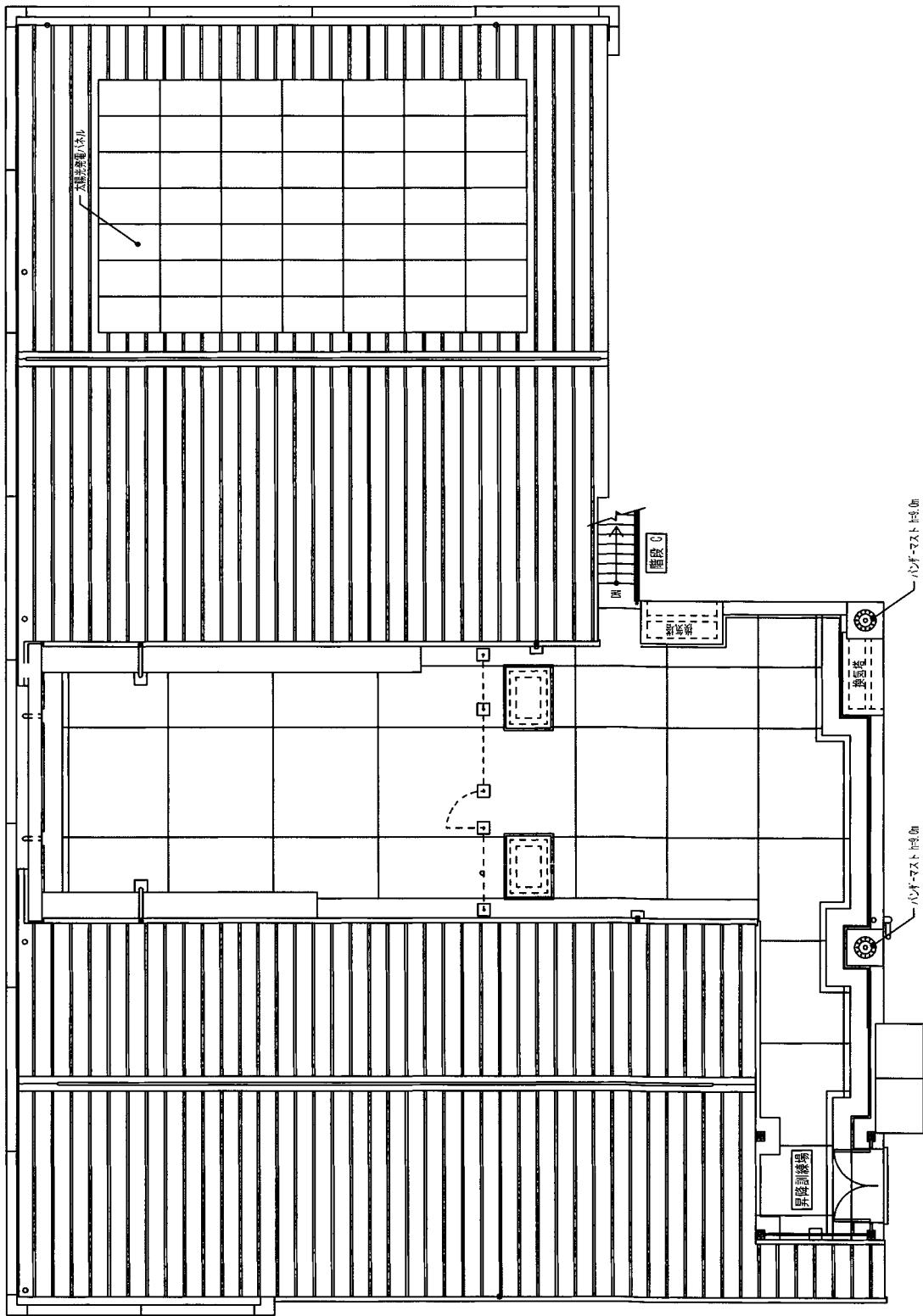
1階平面図



2階平面図



塔屋階平面図



委託契約の締結について

大和都市計画道路事業3・4・127号中登美ヶ丘鹿畠線の鉄道交差部に係る工事委託について、次のとおり委託契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、委託契約金額の5パーセント以内において変更することができる。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

1 契約の目的 大和都市計画道路事業3・4・127号中登美ヶ丘鹿畠線の鉄道交差部に係る工事委託

2 契約の方法 隨意契約

3 契約金額 467,900,000円

4 契約の相手方 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号

近畿日本鉄道株式会社

取締役社長 小林 哲也

大和都市計画道路事業3・4・127号中登美ヶ丘鹿畠線の
鉄道交差部に係る工事委託の概要

1. 委託場所 奈良市二名町～押熊町地内

2. 委託規模 跨線橋の新設

橋長L = 31.7 m

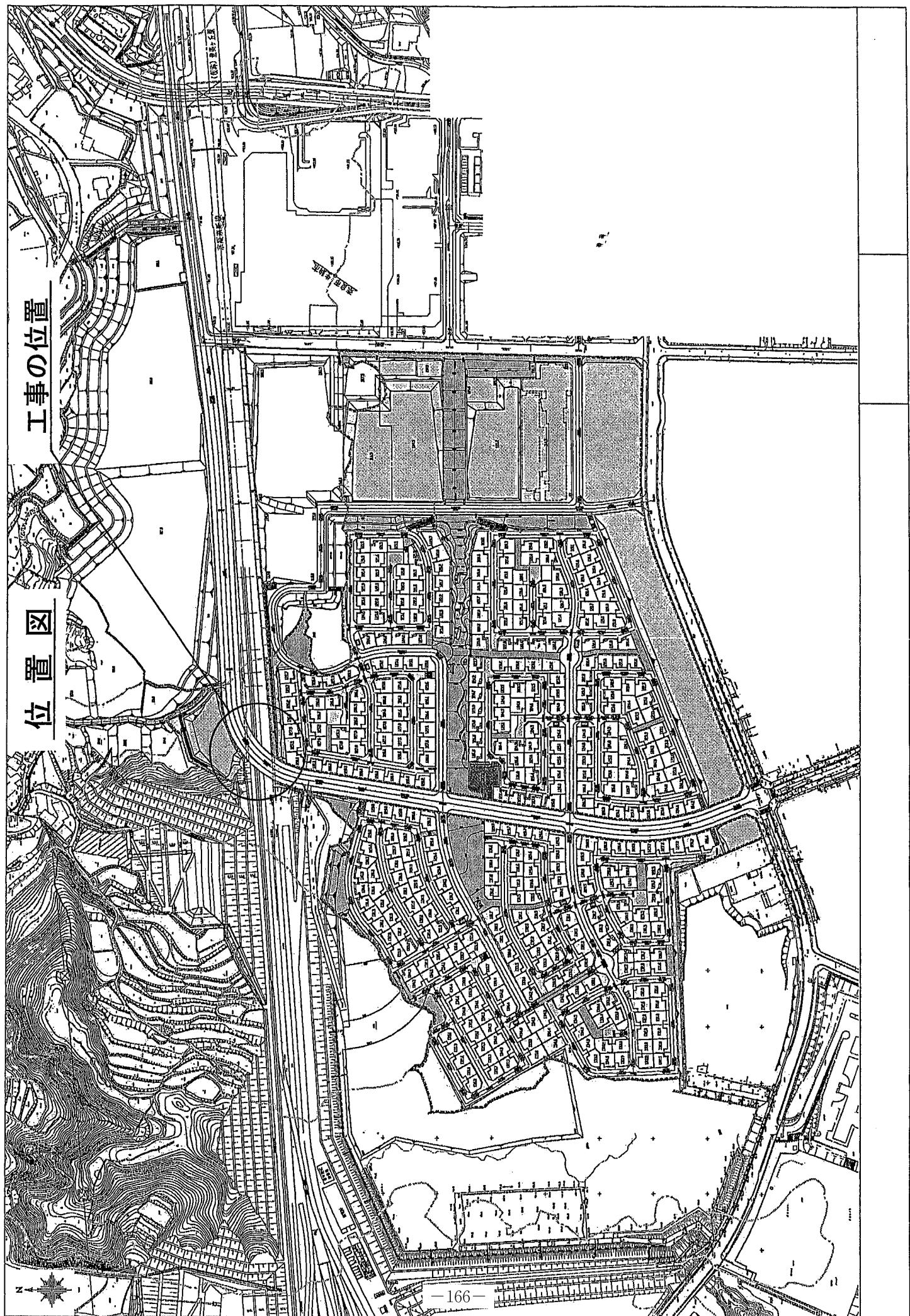
桁工場製作工 一式

コンクリート橋上部工 一式

橋梁下部工 一式

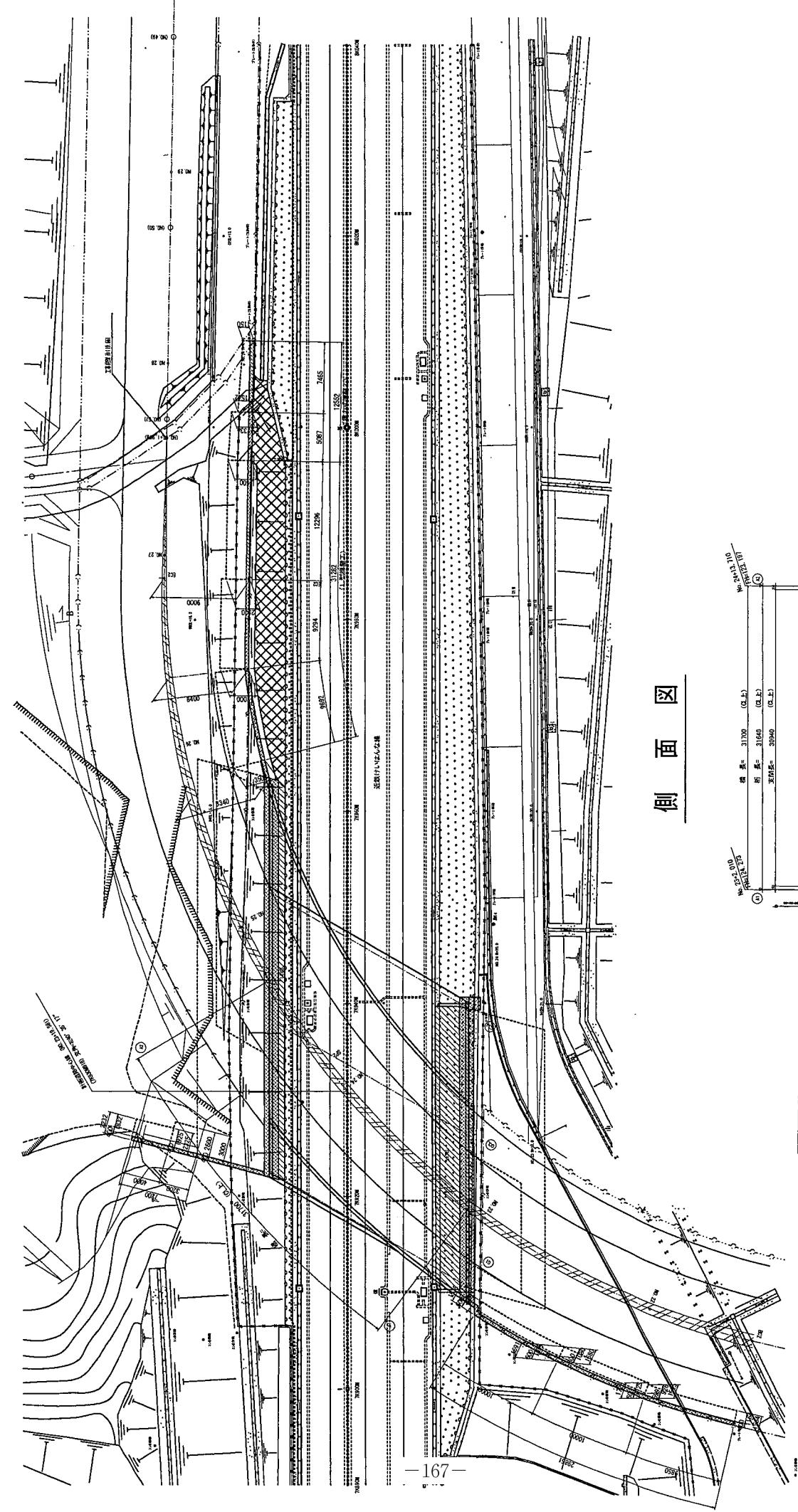
3. 工期 契約の日から平成26年3月31日まで

位置図 工事の位置

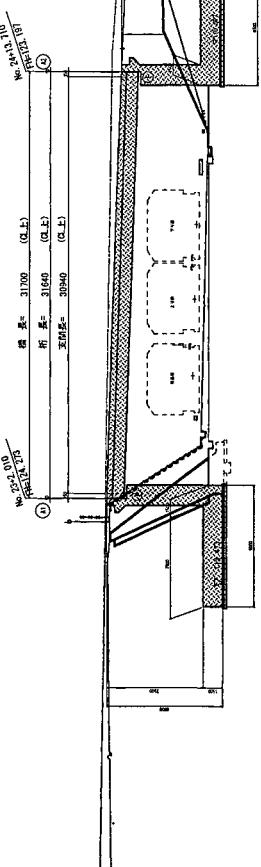


平面図

生駒市屋町



側面図



和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年6月7日、奈良市富雄北三丁目地内において、下水道人孔から汚水があふれ、土中を伝って相手方の住宅の地下室の壁及び床等に浸透したことについて、相手方から損害賠償の請求があった。

本件については、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

1 損害賠償の額 12,170,815円

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年2月5日、奈良市針町地内において、水道管が凍結により破裂し大量に漏水したため相手方の住宅に浸水したことについて、相手方から損害賠償の請求があった。本件については、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

1 損害賠償の額 5,855,900円

町の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成25年1月15日から本市内の区域のうち別図1に示す町の区域及び名称を別図2に示すとおり変更する。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

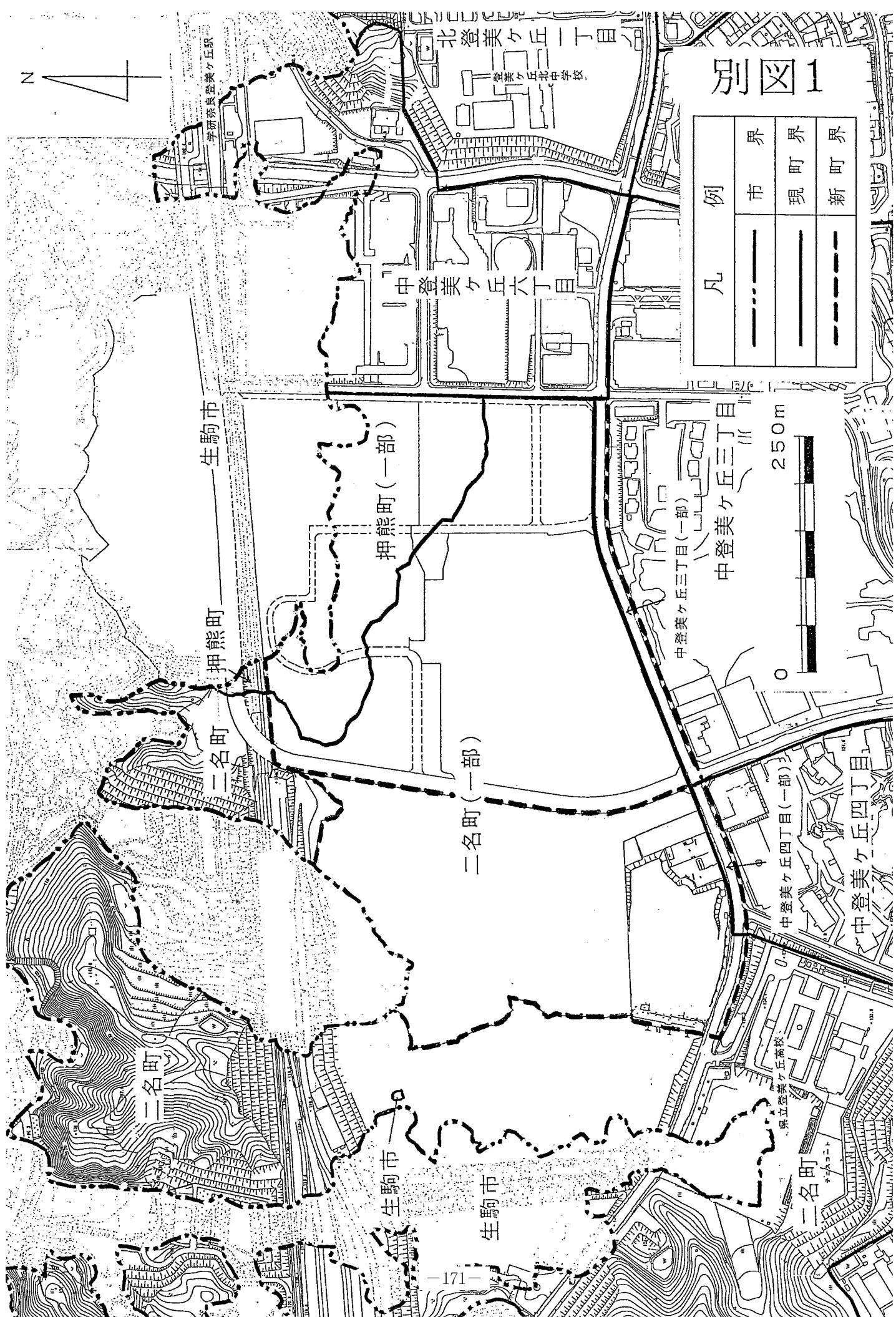
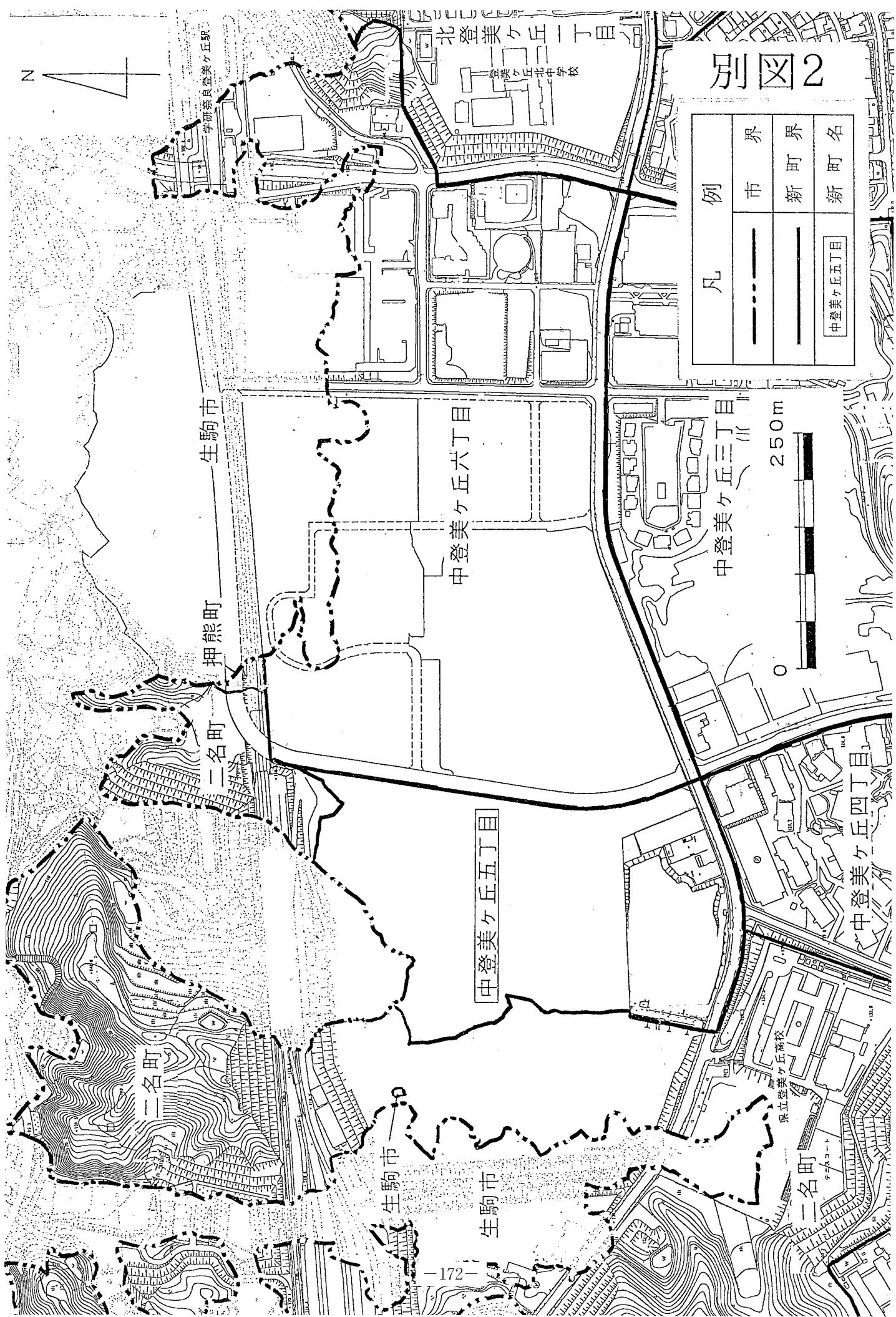


図2



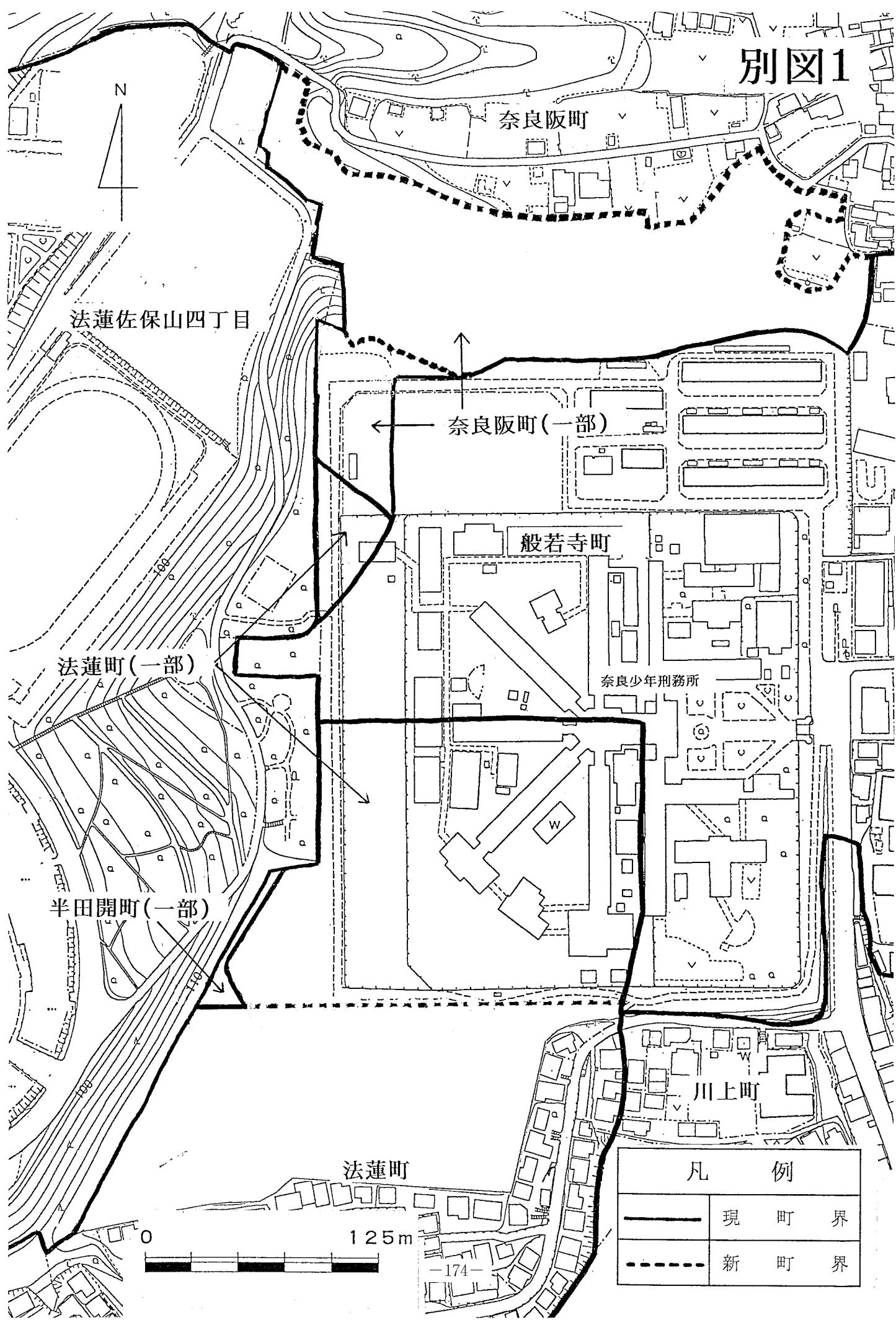
町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成25年1月15日から本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更する。

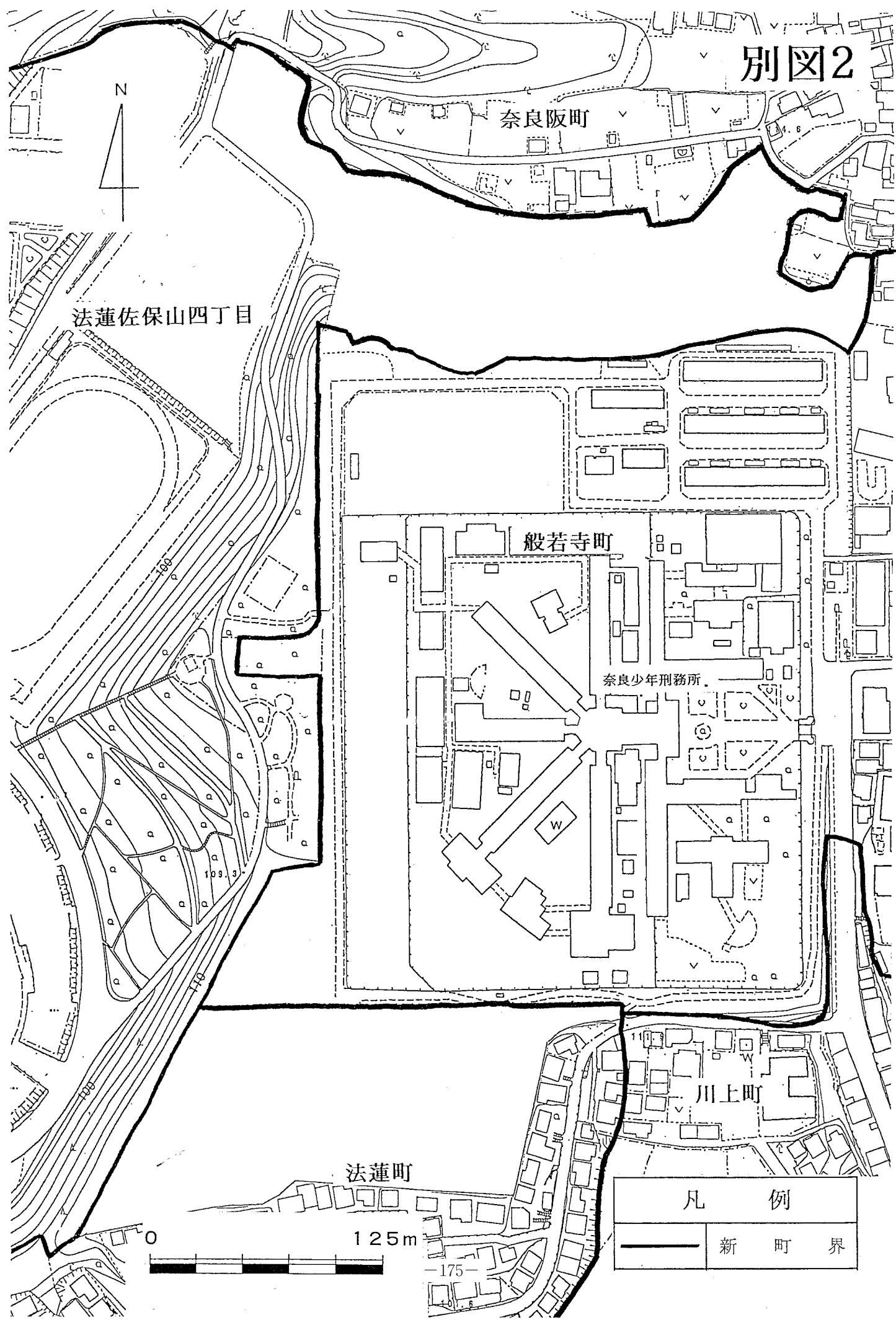
平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

別図1



別図2



奈良市諮詢第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

住 所

[REDACTED]

氏 名

須藤 幸治

[REDACTED]

履歴書

氏名 須藤 幸治

生年月日 [REDACTED]

本籍地 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

学歴

[REDACTED]

[REDACTED]

職歴

[REDACTED]

奈良市諮詢第2号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

住 所

氏 名 とく徳田 健

履歴書

氏名 德田 健

生年月日 [REDACTED]

本籍地 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

学歴

[REDACTED] [REDACTED]

職歴

[REDACTED] [REDACTED]

奈良市諮詢第3号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

住所

氏名 上ノ本泰子

履歴書

氏名 上ノ本 泰子

生年月日 [REDACTED]

本籍地 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

学歴

[REDACTED]

[REDACTED]

職歴

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]